

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画)

第2期

中空知広域水道企業団

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

令和5年度～令和12年度



令和5年3月

 **中空知広域水道企業団**

目 次

第 1 章 基本的事項	1
1 計画目的	1
2 基準年度・計画期間・目標年度	1
3 対象範囲	1
4 対象とする温室効果ガス	1
第 2 章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	2
1 これまでの取組	2
2 基準年度の二酸化炭素の排出量	2
3 要因別の排出状況	3
4 削減目標	3
第 3 章 具体的な取組	4
1 温室効果ガス排出量の削減に直接的な効果がある取組	4
2 温室効果ガス排出量の削減に間接的な効果がある取組	4
第 4 章 計画の進行管理	5
1 推進体制	5
2 役割分担	5
3 評価の点検及び評価	5
4 計画の見直し	5
5 進捗状況の公表	5

第1章 基本的事項

1 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項の規定に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。中空知広域水道企業団（以下「企業団」という。）においては平成30年度（2018）に「中空知広域水道企業団地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて取組を行ってきました。本計画は、第1期計画が令和4年度（2022）末で満了することから、「第2期中空知広域水道企業団地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、引き続き地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度については国（地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定））の基準年度が平成25年度（2013）であり、特段の理由がない場合はこれに準拠することが推奨されています。しかし、第1期計画では直近の取組内容を評価し、更なる削減へ繋げていきたいという意図から計画時点の最新年度である平成28年度（2016）を基準年度として削減に取り組みました。本計画でも第1期計画と同様の意図で、基準年度は計画時点の最新年度である令和3年度（2021）とします。計画期間については国の地球温暖化対策計画に準拠し、令和5年度（2023）から令和12年度（2030）までの8年間、目標年度についても国の地球温暖化対策計画に準拠し、令和12年度（2030）とします。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※後述の削減実績及び削減目標については国との比較が容易となるよう平成25年度（2013）の数値を併記しています。

3 対象範囲

実行計画は、企業団が行う全ての事務及び事業とします。ただし、各営業所においては、それぞれの構成団体の実行計画に基づき取組を行うこととします。

4 対象とする温室効果ガス

実行計画では、地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進していきます。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 これまでの取組

第1期計画では平成28年度（2016）を基準年度とし、計画期間の最終年度である令和4年度（2022）までに二酸化炭素排出量を10%削減することを目標に取り組みを行いました。計画策定時点の最新年度である令和3年度（2021）の排出量は基準年度と比較して14.0%減少し、削減目標を上回る結果となりました。

調査項目		平成28年度(2016)		令和3年度(2021)		比較(H28-R3)			
		エネルギー	排出量	エネルギー	排出量	エネルギー	増減率	排出量	増減率
排出要因		消費量	Kg-CO ₂	消費量	Kg-CO ₂	消費量	%	Kg-CO ₂	%
電気	kWh	4,214,553	2,819,536	4,030,720	2,422,463	-183,833	-4.4	-397,073	-14.1
ガソリン	ℓ	10,668	24,768	7,352	17,068	-3,317	-31.1	-7,700	-31.1
灯油	ℓ	35,520	88,426	33,394	83,134	-2,126	-6.0	-5,293	-6.0
軽油	ℓ	1,093	2,826	1,197	3,094	104	9.5	269	9.5
A重油	ℓ	49	134	72	194	22	44.4	60	44.4
合計			2,935,690		2,525,953			-409,738	-14.0

※表示桁数の都合により、増減及び増減率の値が表記上の計算結果と異なる場合があります。

また、国の地球温暖化対策計画では、水道事業者が含まれる「業務その他」部門において、温室効果ガスの排出量を令和12年度（2030）末までに平成25年度（2013）比で51%削減することを目標としています。企業団では第1期計画以前の取組により、平成25年度（2013）から令和3年度（2021）までの二酸化炭素総排出量は709,526kg-CO₂減少し、21.9%の削減を行っています。

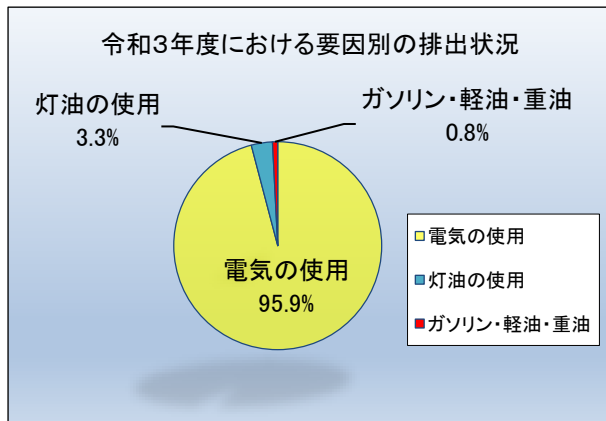
		平成25年度(2013)	令和3年度(2021)
二酸化炭素総排出量(kg-CO ₂)		3,235,479	2,525,953
排出量内訳 (kg-CO ₂)	電気の使用	3,097,397	2,422,463
	灯油の使用	103,401	83,134
	ガソリン・軽油・重油	34,681	20,356
平成25年度を基準とした二酸化炭素総排出量(%)		100.0	78.1
平成25年度を基準とした二酸化炭素総排出量削減率(%)			-21.9

2 基準年度の二酸化炭素の排出量

企業団の事務・事業における基準年度（令和3年度（2021））の二酸化炭素総排出量は、2,525,953kg-CO₂です。

3 要因別の排出状況

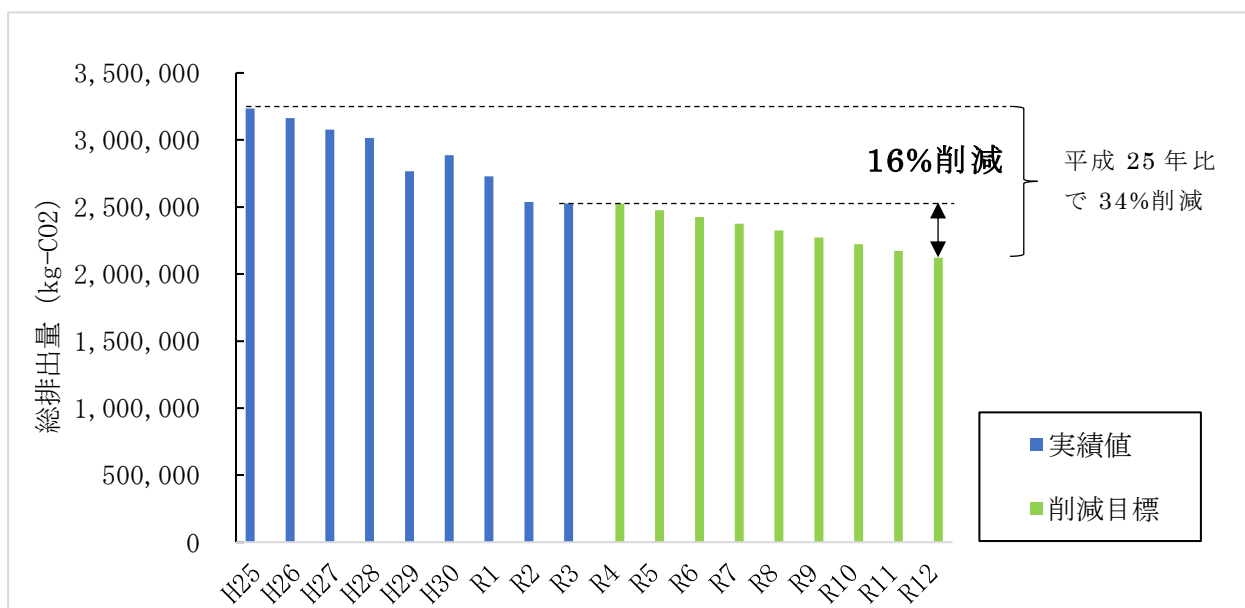
基準年度である令和3年度（2021）の二酸化炭素排出量を要因別で見ると、電気の使用が95.9%を占め、灯油が3.3%、ガソリン・軽油・重油が0.8%となり、要因の大部分が電気の使用となっています。



4 削減目標

企業団では、第1期計画期間内において、主要設備の更新時に省エネ機器の導入等を進め、令和3年度（2021）時点では第1期計画の削減目標を大幅に上回る結果となりました。しかし、第2期計画期間においては、主要設備の更新が進んでいることや浄水場の浄水処理における電力使用量の削減及び効率化が進んでいることなどから、今後は電力量の大幅な削減は難しく、第1期計画期間と比較すると削減率は鈍化するものと考えています。

第2期計画期間内においても国の目標である51%削減に近づけるよう積極的に取り組みを進めますが、上記の状況を考慮した結果、第2期計画期間（令和3年度基準、令和5年度から令和12年度まで）では二酸化炭素排出量を年2%、計16%（平成25年度比で計34%）削減を目標と定め取り組みを実施します。



第3章 具体的な取組

1 温室効果ガス排出量の削減に直接的な効果がある取組

区分	取組内容
施設設備	<ul style="list-style-type: none">・漏水防止対策を推進し有収率を改善する。・高効率ポンプや高効率モーターを積極的に導入する。・インバーター等を利用した運転制御方式に改善する。・設備更新時には積極的に省エネ機器を導入する。・力率改善や夜間電力へのシフトを推進し、電力設備の効率的運用に努める。・効率的な水処理施設の運転に努める。
照明	<ul style="list-style-type: none">・支障の出ない範囲で照明の個別点灯や間引き点灯を行う。・昼休みや時間外は不必要箇所の消灯を行う。・屋外照明の点灯箇所や点灯時間の調整を行う。・高効率照明器具（LED等）への切替を行う。
冷暖房	<ul style="list-style-type: none">・冷暖房の適正な温度管理に努める。・クールビズ・ウォームビズを推進する。
OA機器	<ul style="list-style-type: none">・パソコンの省電力モードを活用する。・OA機器の電源をこまめに切るように努める。
公用車	<ul style="list-style-type: none">・低燃費走行を意識し、急発進や急加速をしない。・無駄なアイドリングを控える。

2 温室効果ガス排出量の削減に間接的な効果がある取組

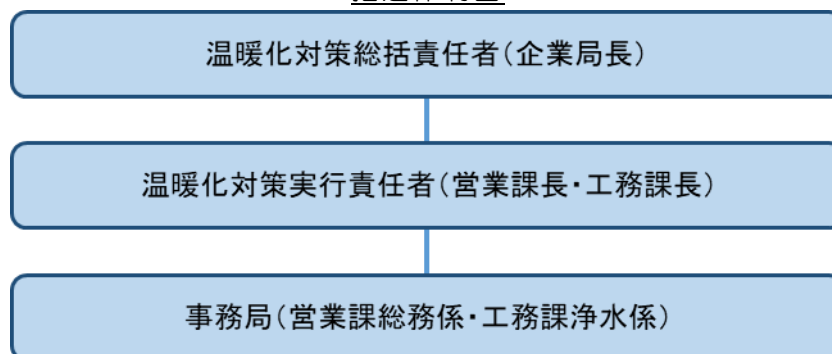
区分	取組内容
用紙	<ul style="list-style-type: none">・両面印刷や裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。・局内LANなどを活用し、印刷枚数の低減に努める。・リサイクル用紙の購入に努める。
事務用品	<ul style="list-style-type: none">・エコマーク対象製品等の環境に配慮した製品を購入するよう努める。・詰替やリサイクル可能な消耗品の購入に努める。
ごみの減量・リサイクル	<ul style="list-style-type: none">・ごみと資源の分別を徹底する。・古紙回収を利用し、紙のリサイクルに努める。・使い捨て製品の購入を極力減らし、ごみの減量化に努める。

第4章 計画の進行管理

1 推進体制

「中空知広域水道企業団地球温暖化対策実行計画」は、管理部門により、計画の策定及び見直しを行い、全職員による温室効果ガス排出量の削減を目的とした取組を推進します。

推進体制図



2 役割分担

営業課	<ul style="list-style-type: none">・全体の統括に関すること。・企業団職員への周知及び意識啓発に関すること。・計画の公表に関すること。
工務課	<ul style="list-style-type: none">・計画に係るデータの収集及び集計等に関すること。・施設に係る地球温暖化対策に関する施策の策定及び推進に関すること。

3 計画の点検及び評価

実行計画の進捗状況を把握するため、温室効果ガスの排出量や取組の実施状況について点検及び評価をします。また、評価については職員に周知し、取組の実施を啓蒙します。

4 計画の見直し

実行計画の円滑な推進を図るため、点検及び評価の結果や取組の進捗状況などから必要に応じて計画の見直しを行います。

5 進捗状況の公表

実行計画の取組の進捗状況については、二酸化炭素排出量の削減状況等を企業団ホームページで公表します。